

第16回東京都廃棄物審議会

速 記 録

日 時：平成28年1月27日（水）9:58～11:35

場 所：東京都庁第二本庁舎 31階 特別会議室22

○田中会長 皆さん、おはようございます。

定刻よりは少し早いですが「東京都廃棄物審議会」を開会したいと思います。

昨年6月に、都知事から諮問をいただきました東京都廃棄物処理計画の改定について、本日は、パブリックコメントで出された意見なども踏まえて、本審議会として答申を取りまとめたいと思います。

審議に先立ちまして、事務局から確認事項をお願いします。

○小林計画課長 よろしくお願ひいたします。

初めに、本日の出欠状況でございますが、蟹江委員、小林委員、斉藤委員、並木委員が本日は御都合により御欠席と賜っております。出席委員数は定足数を満たしていることを御報告させていただきます。

続きまして、資料の確認をさせていただきます。

最初に本日の「会議次第」でございます。

その後に、資料1としまして審議会名簿、裏面に座席表がついてございます。

資料2が、パブコメの結果についてということで、その後に一連のパブコメの要約版と、本文全部の部分がそれぞれホチキスどめでA3縦使いで添付をしております。

最後に資料3ということで、本日の最終答申の案というものが資料についてございます。

あとは、委員の皆様のみの配付でございますけれども、前回の議事録をお配りしてございます。

事務局からは以上でございます。

○田中会長 それでは、これより本日の議事に入りたいと思います。議題は答申案についてです。

まず、事務局から中間のまとめに対する都民の意見として、これらを反映させた答申案について、御説明をお願いいたします。

○古澤資源循環推進専門課長 それでは、お手元の資料2、資料3に基づきまして御説明をさせていただきます。

資料2をごらんください。前回の審議会総会で「中間のまとめ」ということで整理をいただきました。その後、直ちに約1カ月間、12月25日までの間、パブリックコメントを募集いたしましたところ、36名の皆さんから、個人の方が13名の方、法人・団体の方が23団体様から御意見をいただきました。私どものほうで意見を分類しますと、意見の件数としては122件となっております。

この122件の御意見につきまして、委員の先生方の御意見も伺いながら対応案といたしまして作成をいたしました。122件のうち既に「中間のまとめ」の段階で、意見の趣旨が反映、記載をされておりまして、パブリックコメントでいただいた御意見も「中間のまとめ」の趣旨に賛成であるという御意見をいただいているものが7件でございます。それから「中間のまとめ」の内容につきまして、こういう観点をつけ加えるべき、あるいは具体的にこの文言をこういうふうに変更すべきだという御意見を踏まえて、修正をしたものが39件ございます。その他「中間のまとめ」で整理をいただきました具体的な施策について、さらに、詳細な御提案をいただきましたものもございまして、こういうものを「今後の施策検討の参考」としていくべきという形で整理をしたものが58件ございます。「その他」のものが18件ということになってございます。

資料2と一緒にしてございますA3の縦の資料で、こちらのほうでいただきました122件の御意見の要約と、それぞれの意見ごとにどのような対応案になっているかということで一連の表にしてございます。既に委員の先生方には、事前にお送りもさせていただいておりますので、一つ一つ御説明することは省かせていただきまして、資料3の「東京都廃棄物処理計画の改定について（答申）（案）」。こちらで、修正箇所も含めて全体の流れを改めて御説明してまいりたいと思います。

資料3でございますが、こちらも基本的には、今いただいたようなパブリックコメントでございまして、大きな修正をすべきだという御意見はございませんでしたので、基本的には「中間のまとめ」を踏襲して、個別に文言修正をしたという形になってございます。

右下に大きな字で資料全体の通し番号、中央に資料3としてのページ番号を振ってございますので、順次、御説明をしてまいります。

表紙をめくっていただいて、1ページ目から2ページ目にかけましては「諮問の趣旨」。それから、諮問を受けてからのパブリックコメントも含めて経緯、そして、答申としての全体の概要について記載をしてございます。

2ページ目で改めてという御説明になりますが「東京都廃棄物処理計画の位置付け」ということで、この計画は廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づく計画である。あわせて、東京都環境基本計画に掲げる個別分野の計画である。あるいは東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会とその後を見据えて、企業、関係団体、自治体等との連携を強化して、東京の活力を力強く維持・発展させていくために、都で作成をいたしました取組方針というものを具体化するものであるとしてございます。

さらに、今回の「計画の期間」といたしましては「2016（平成28）年度から2020（平成32）年度までの5年間」と整理をしつつ、同時に2050年といった長期も見据えながら、2030年までのビジョンを示したものだという整理をしてございます。

3ページ目から第1章でございます。

「第1章 資源の利用及び廃棄物処理の現状と都が直面している課題」というところは「中間のまとめ」で基本的に整理をいただいた内容になってございますが、幾つかパブリックコメントを受けて修正をしてございます。

主だったところだけを御紹介いたしますと、3ページ目の真ん中あたりに「イ 環境影響の増大」というところがございます。ここで1行目に「天然資源の減少に加え」という文言がございまして、パブリックコメントの中の視点として、世界の天然資源が減少してきていること、あるいは資源の採取に伴って、イの段落の下から2行目でございまして「自然環境の改変規模が増加している」という視点を持つべきだという御意見がございましたので修正をしてございます。その他、具体的な、事実関係の修正も含めて、パブリックコメントの中で多々いただきましたので、その関係も反映をさせていただきます。現状、そして、課題について7ページまでの第1章で記載をしてございます。

8ページまでお進みください。右下の通し番号で行きますと29ページになります。

こちらでは「第2章 計画の基本的考え方」といたしまして「1 2030年に向けて東京都が目指すべき姿」ということで、こちらも基本的な流れは「中間のまとめ」のときと同じでございます。「（1）持続可能な資源利用への転換」「（2）良好な都市環境の次世代への継承」という2つを掲げてございます。

パブリックコメントの中では、1つは29ページ、8ページの「(1) 持続可能な資源利用への転換」に関して、製造段階からの取り組みを促していくべきだという御指摘が何名かの方からございました。そういったことも含めまして、8ページの下から6行目になります。こちらに「低炭素・自然共生・循環型※の製品やサービスが積極的に選択され、製造・供給されるようになっている」という2030年の姿を目指すべきだという趣旨の文言をつけ加えてございます。あわせまして、下から3行目以下に「低炭素・自然共生・循環型※の製品やサービス」とさらっと言ってしまうところに説明をつけ加えまして

ここで、「低炭素」とはカーボンフットプリントが小さいこと、「自然共生」とは原材料の調達等の段階で生態系への影響が小さいことをいう。また、「循環型」とは、省資源（原材料使用合理化、長寿命、修理容易等）、再生品及び再生資源利用、再使用及び再生利用容易性等をいう。

と文言をつけ加えてございます。

具体的に製品供給なども含めて、目指すべき方向性という記載をしたところでございます。

「中間のまとめ」以降、委員の皆様方からのいろいろな御意見をいただいております中では、右側9ページのところ、下から8行目になります。ポツが4つ並んでおります。最初のポツです。「・ 循環的利用・廃棄物処理システム全体の経済的効率性の向上や省エネルギーの促進に努める」というところで、ここが「中間のまとめ」ではコストの削減、省エネルギーの促進というところに記載をしておりましたが、むしろ、ここの趣旨を廃棄物処理システム全体での経済的効率性を高めていくのだというもとの趣旨がしっかりわかるような表現に修正をしております。

次のページ以降は「2 多様な主体との連携」ということで、10ページ、11ページ目に記載をしております。大きな流れは、基本的に「中間のまとめ」のときと変わってございません。

12ページ、13ページに「第3章 計画目標と指標」ということで記載をしております。こちらにつきましては「中間のまとめ」の時に今日は御欠席でいらっしゃいませんが、蟹江委員から特に資源ロス、食品ロスについて、国連の持続可能な開発目標でも今は指標の検討が進められておりますので、そのあたりを踏まえて、持続可能な開発目標に貢献をしていくというスタンスを入れるべきだという御指摘がございました。その御指摘を踏まえて、12ページの下「◎ 指標」のところの3行目に「国連の持続可能な開発目標の動向を踏まえる必要がある」という文言を記載をしております。

14ページ以降は「第4章 主要な施策」というところでございます。

これ以降につきましても、パブリックコメントの中でいただいた意見で部分的に、特に表現を正確にすべきだという御意見も多々いただきましたので、そのあたりの修正を加えておりますし、また、実際には「中間のまとめ」から表現は修正してございませんが、パブリックコメントの中では具体的な御提案も多々いただいておりますので、そういうものにつきましては先ほどの整理の中で、今後の参考にすべきという整理でさせていただきます。

既に委員の先生方には、何度も繰り返して見ていただきましたので、改めての御説明は避けたいと思いますが、第4章の流れだけを御説明しますと「第4章 主要な施策」とい

うことで、14ページに「1 資源ロスの削減」ということで食品ロスについて大きく記載をしております。

15ページのところでは「(2) 使い捨て型ライフスタイルの見直し」というところで、審議会の中でも御議論が出たレジ袋の問題等々について記載をしております。

16ページに行きますと「(3) 建築物の長寿命化」「(4) 紙資源のロスの削減」「(5) 家庭ごみの全面有料化」というところにつながっております。

16ページの一番下からは「2 エコマテリアルの利用、持続可能な調達の普及促進」というところでございます。ここにつきましては、具体的には17ページ以降で「(1) 建設工事におけるエコマテリアルの普及促進」というところで「ア 持続可能な木材利用」。あるいは下のほうで「イ 再生資材等の利用促進」と掲げてございます。これが17ページから18ページまでで記載をしております。

19ページのところでは「(2) 持続可能な調達の普及」という形で記載をしております。

20ページをめくっていただきますと、ここからは「3 廃棄物の循環的利用の更なる促進(高度化・効率化)」ということで「(1) 事業系廃棄物のリサイクルのルールづくり」、あるいはその下の「(2) 区市町村のリサイクルの取組促進」。

そして、21ページのほうに参りますと「(3) 最終処分場の延命化」というところで、このあたりでは「ア 容器包装リサイクル」ですとか「イ 小型家電リサイクル」。あるいは「ア 焼却灰のリサイクル促進」という問題を取り上げてございます。

22ページのほうに移っていただきますと「(4) エネルギー利用の促進」。さらに「(5) 循環的利用・廃棄物処理システムの最適化に向けた取組」というところで記載をしております。

23ページからは「4 廃棄物の適正処理と排出者のマナー向上」というところで、まず「(1) 有害廃棄物等の適正処理」につきまして、23ページの下からいろいろな品目がございしますので、水銀、PCB、廃石綿、そして、適正処理が困難なものということで25ページ半ばまで続いてございます。それから「(2) 区市町村への技術的支援の強化」。「(3) 超高齢化・人口減社会に対応したごみ処理システムの検討」です。

さらに、26ページをめくっていただきますと「(4) 海ごみ発生抑制等散乱防止・街の美化」。

そして、27ページでは「(5) 古紙持ち去り対策」。あるいは「(6) 生活排水処理対策」というテーマも取り上げてございます。さらに「(7) 不適正処理の防止」につきましては、27ページの下から28ページいっぱいまで記載をしております。

「5 健全で信頼される静脈ビジネスの発展」というところでございます。ここでは、いろいろ御意見もいただきました「(1) 第三者評価制度の普及促進」、あるいは「(2) スーパーエコタウン事業に関する情報発信」、さらに、30ページに行ってくださいまして「(3) 社員教育・研修機会の提供等」、あるいは「(4) 共同技術研究の実施」というところを記載してございます。

最後が主要な施策の「6 災害廃棄物対策」というところでございます。こちらでは来年度、東京都として災害廃棄物処理計画を策定していくべき旨の記載をしております。

以上が、答申案本文ということになります。それ以降は、付属資料としてつけ加えてお

りまして、32ページから「1 現行計画の目標達成状況」でございますとか、主な対策、そして、廃棄物処理の現状に関するもろもろのデータ等の記載をしてございまして、ずっとめくっていただいて、44ページからの「6 用語の解説」につきましては「中間のまとめ」の際に取り上げる事項について、整理が必要ではないかという御意見が総会でありましたので、その修正をさせていただいております。また、パブリックコメントの中でも正確に記載すべきだということで、御指摘をいただいているところの反映をさせていただきます。

私からの説明は以上でございます。

○田中会長 ありがとうございます。

パブリックコメントを多くの方から、また、多くの有益な御意見をいただいた方々に厚くお礼を申し上げたいと思います。

ここまでの説明に対して、御質問、御意見があればお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

私から2点だけ、真ん中のページで3ページ目のところは単純なミスだと思いますが「2030（平成32）年」と書いていますが、平成42年の誤記です。

それから、有料化ということに関して、4ページの下から2行目ですけれども、区市町村の家庭ごみ全面有料化等によってごみが減ったというトーンですが「全面有料化」という言葉が非常にわかりにくいし、何となしに東京都下の全ての自治体が行っているようにも思えるし、あらゆる廃棄物が有料化になっているとも聞こえるのですか。ここの趣旨は資源ごみ以外のものが有料化という意味で使われているのですけれども、16ページ「（5）家庭ごみの全面有料化」というところにもありますが、ここを見ると、都内では22市3町の一部の自治体で行っているということがわかりますので、全ての自治体が行っているという意味ではないということがここまでくるとわかるのですけれども、そういう誤解がございまして「全面有料化」というのをただの「有料化」にされてはどうかと思いますし「区市町村の」というのですが区はやっていないですので「一部自治体で」とか、あるいは「市町村の一部」でとすべきです。村もやっていないです。22市3町だけですので、その辺を正確に直していただきたいと思います。有料化の意味も後ろの説明の中に入れてはどうかと思います。

ほかに、このような訂正あるいは御意見、既に何回も話す機会があったのもうないということかと思いますが、宮脇委員。

○宮脇委員 かなり取りまとめられていますし、今回のパブリックコメントについてもかなり反映されていて、事前に読んできたのですけれども、非常によくできていると思って感謝しております。

一点、もし一言ぐらいということで、通し番号だと51ページで、ページ数ですと30ページなのでも、東京都として静脈ビジネスを推進する上で「（4）共同技術研究の実施」というものがございまして。このあたりはここに大きく1、2、3、4と挙げられているのですが「そのため」以降のところ「東京都環境科学研究所を活用するなど」ということは非常に大事だと思った。これについて問題があるということではなくて、逆に積極的に活用してほしいという意図で「積極的に」ぐらいは入れてほしいと思っています。

過去の東京都の古い経緯からすると、例えば私の学生時代ですと、東京都清掃研究所と

いう大きな研究所がございまして、全国的、世界的にもかなり大きな研究機関で、廃棄物と資源化に関する研究をしてきた経緯があると思います。現在は環境科学研究所の中に一部として取り込まれて一緒になってきているのですけれども、このあたりは人員もかなり少ないという話も聞いていますし、あと、法的な研究機関なので循環ビジネスの中でも、業界の全体で課題となっている点というのでも幾つかあるように聞いておりますので、そういうところに対応できるような取組をしてほしいという意見でございます。

書き方としては、特に「積極的に」ということを入れていただく程度で構わないのですけれども、ぜひ東京都としてはこういう産業界との共同の技術研究とか、特に技術的な面でブレークスルーがないような部分で過去10年間ぐらいを私が見ていても、東京都は建設廃棄物を大量に発生させている自治体でもございますが、その中でも、これは事例ですけれども、資源化が進んでいるのですが、ふるい下残さの有効利用とか、その他処理というのはかなり問題があって、どこの事業者さんも困っているように伺っていますので、そういうところは東京都の研究所などで技術的なバックアップをすると、資源化が進んでいくのではないかなどというふうにも考えております。例えばという例で一つ挙げているだけです、いろいろな業界で共通して問題になって、なかなか技術的に解決できない案件もあるので、その辺をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○田中会長 ありがとうございます。

1980年代の頭に焼却炉からの水銀の排出の問題が、この研究所から指摘されて『暮らしの手帖』が大きく取り上げられて、乾電池の中には水銀を使わないようにという業界への要望があって、乾電池にはマーキュリーフリーということで、水銀を使わないアルカリ電池、マンガン電池が1990年ぐらいに開発された。そういう功績があって、いろいろな廃棄物の施策においても、科学的な根拠に基づいた政策づくりというのも大事だと思いますので、そういうことの指摘になればいいと思います。御検討いただければと思います。

ほかにいかがでしょうか、江尻委員。

○江尻委員 まとめていただきまして、私も本当によかったと思っておりますし、東京都が行うべきことがきちっと出ているものになりまして、大変ありがたく思っております。

1点なのですけれども、27ページの「(5) 古紙持ち去り対策」のところで可能であればなのですが、ここでは、いわゆる持ち去りをするのを禁止していくといえますか、そうではないように持っていくということが書いてあって、そのとおりなのですけれども、出す側の住民のこともここに少し書いていただけるとありがたいと思いました。住民の分別意識を低下させないためにも、古紙の持ち去り対策を強化していただきたいと思いますので「住民の分別意識を低下させない」という言葉をどこかにちょっと入れていただけるとよいと思っております。提案です。いかがでしょうか。

○田中会長 後ほど、事務局からこういうふうに変えましょうという案が出てくると思います。この答申は東京都の意見ではなくて、廃棄物審議会の意見の取りまとめです。もちろん東京都の意向が入っているものはございますけれども。

杉山委員。

○杉山委員 細かいことで、2点ほど気がついたところを申し上げたいと思います。

最初はこの資料の9ページです。私が理解していないだけかとは思いますが、確認をさせていただきたいと思います。9ページの下から5行目の「排出者の協力を得やすい、

効率的な収集運搬や処理を」の後に「可能とする制度の合理化とその運用の見直しを図る」という文言が加わったと思いますが、この「制度の合理化とその運用の見直し」の具体的なイメージが私は浮かばなかったものですから、今さら恐縮ですが、そこを教えてください。

もう一つは、16ページの真ん中あたり「（４）紙資源のロスの削減」の３つ目の段落です。「そのため」の後なのですが「事業系一般廃棄物を削減する観点からも、紙資源の利用の仕方に関する意識啓発が必要である」。その後「また、チラシやダイレクトメール等の削減を」と続くのですが、よく考えますと最初の２行の「そのため」から「必要である」までは事業系一般廃棄物で「また」以降は家庭へのチラシとかダイレクトメールだと思いますので、そういうふうに読めば内容として間違っているわけではないのですが、最初に読みましたときに事業系一般廃棄物の削減を言うのであれば、チラシやダイレクトメールは違うところかと思ったものですから、少しだけこの書きぶりを変えていただけると読みやすいと思いました。

以上です。よろしくお願いいたします。

○田中会長　ありがとうございます。

家庭系に意識をするような言葉があったほうがいいということですね。

○杉山委員　はい。ちょっとそんな気がしました。

○田中会長　ほかにはございますか、佐藤委員。

○佐藤委員　佐藤でございます。

全体として、今後の課題を抽出しているというところで意欲的な計画だと思います。ただ、これをどうやって進めていくかという具体像が求められるので、今後に期待したいと思います。

最近、新聞紙上ににぎわしている食品の不適正処理、横流しの問題がありました。食品ロスのことについてはかなり詳しい記述を 14 ページでしていただいているのですが、新聞では、排出者から横流しをしているので二度と使えないようにごみを混ぜて出すという声が出ています。しかし、そもそも食べられるものを捨てられているということが問題だと思いますので、フードバンクの活動が東京でどのぐらい行われているのか、また今後の進展の可能性について伺ってみたいと思います。

それから、容器包装リサイクル法についてなのですが、今までの活動というところでは、通し番号の 55 ページでペットボトルに関する自主回収が今までの取り組みとして書いてあったのですが、本文にはこれが反映されていないと思いました。また、環境省が 1 月 8 日に新しい通知を出していきまして、廃ペットボトルだけではなくて、店頭回収のトレイについても自主的な資源回収を進めていくという方向性を示していると思います。白色トレイの店頭回収についても、市民の取り組みとしては非常に重要ですので、ここに書くかどうかは別にして、検討していただきたいと思います。

もう一つ、最近の事件で非常にびっくりしましたのは、同志社大学のごみの持ち込みの問題なのですが、事業系の一般廃棄物の持ち込み、あるいは粗大ごみの持ち込みというもののルールが今後重要かもしれませんし、クリーンセンターや粗大ごみセンターへの持ち込みについて、都としてはなかなか難しいかもしれませんが、今後どういう方針を持つのかということについて、この答申とは別かもしれませんが伺ってみたい

と思います。

○田中会長 それでは、佐藤委員の御質問に対して、何か情報提供する部分はございますか。フードバンクの活動や最近のダイコーさんの問題です。お願いします。

○古澤資源循環推進専門課長 まず、フードバンクの関係でございます。

御指摘いただいたところは本文で申しますと、14 ページの下から 3 つ目の段落の最後のセンテンスでございます。こちらにも実は今回表現を若干修正いたしまして「都は、品質に問題がないのに様々な理由で廃棄されてしまう食品を支援を必要とする人たちに届けるフードバンク団体」という形で、表現が誤解を招かないようにあえて記載をしております。都内には、セカンドハーベスト・ジャパンさんという日本で一番大きいフードバンクをやっている団体がございますので、私どももフードバンクの皆さんとはこれまでもいろいろな連携をして、例えば食品を提供される企業さんとのマッチングセミナーの開催をするという取組をしておりますし、今年も防災用に備蓄をされている食品をフードバンクに提供していくということについても、同じようなマッチングセミナーに取り組んでまいりたいと今は計画をしておるところでございます。直ちに量は出てこないのですけれども、セカンドハーベスト・ジャパンさんは必ずしも都内だけではないのですが、数千トン単位で今は取り扱っていらっしゃるという計画をしておりますし、大変企業の方からの寄贈の量も増加をしてきていると伺っております。

いただいた御質問の中で、容リ法の自主回収の関係でございます。これにつきましては、杉山委員から御指摘がありました制度の合理化、運用の見直しとの関連もあるのですけれども本文で申し上げますと、22 ページの「(5) 循環的利用・廃棄物処理システムの最適化に向けた取組」というところの最後の段落で、産業廃棄物のリサイクルという観点で「都は、これまで建設泥土、コンクリート塊、廃ペットボトルについて、再生利用指定を行ってきた。そのため、引き続き、再生利用量の拡大に取り組む」という観点で「再生利用指定制度の活用や、民間活力を最大限活用した静脈物流効率化を可能とする制度の合理化や運用の見直し」と記載をしております。特に一つの例ということではあるのですが、この辺がポイントかと思ってございまして、ペットボトルにつきましては、東京都で昨年度末に店頭で自主的に回収をされるペットボトルについて、産業廃棄物であり、それについて再生利用指定を行うという形の整理をいたしまして、今回、佐藤先生から御指摘があったように、環境省としても全国の自治体に通知を出したというところでございます。環境省の通知はトレーの問題もございます。我々も引き続きいろいろな角度から検討してまいりたいと思っております。

あと、他の御指摘の関係で直ちにぱっとした修文案が出てこないのですが、いただいた中では、杉山委員からいただいたチラシやダイレクトメールの関係なのですけれども、16 ページのところの「チラシやダイレクトメール」の表現は、審議会の中での御議論の中では必ずしも家庭のものということに限らず、特に中小のオフィスビルで、紙のリサイクルがなかなか回収ルートの問題もあって難しいところがある中で新聞・雑誌はともかく、チラシやダイレクトメール等々も入ってくるというところで、ここは事業系、家庭のものの両方をまとめた形で意識をして入っている文言ということでございます。表現の具体的な修正については少し整理をする必要があるかとも思います。

それから、いただいた御指摘の中では、佐藤委員のほうからクリーンセンターへの持ち

込みの方針ということで御指摘があったと思うのですが、私どもが直接というわけにはいかないのですが、都内の区市町村で持ち込みをされる一般廃棄物につきましてはしっかり展開検査をしてございますので、そういった形でそれぞれの自治体で取り組まれているところかと承知をしております。

以上でございます。

○田中会長 いいでしょうか。

○佐藤委員 はい。

○田中会長 ほかにございますか、宮脇委員。

○宮脇委員 先ほど、2点分のつもりが途中で話を切って申しわけありませんでした。

もう一つは、21 ページ、通し番号 42 ページ「イ 小型家電リサイクル」についてなのですが、さまざまなリサイクル法等ができていて、長年いろいろなリサイクルが進められているのですが、小型家電リサイクルについてはまだできてから間もないということで、まだまだ現場でも課題が多いということで、この記載がいけないという意味ではなくて、これもほかのリサイクルに比べると少し力を入れていただければいいと考えていることと、文言として入るかどうかは別として、取組の仕組みで国が言っているものを解釈して、説明して伝達するだけではなくて、これは科学的な知見も含めて整理をした上で、支援していただいたらいいのではないかと考えています。

先ほどの話にもつながるのですが、昨年の都市清掃の論文の中に環境科学研究所の報告で、中に含まれている細かな金属類等の調査などを東京都としてされていらっしゃるのを拝見して、非常にいろいろすばらしい取組だと感じておりまして、そういうものも広く東京都として、都内の市区町村に伝えるという取り組みをしていただければと考えております。よろしくお願いします。

○田中会長 これは、何か修正という意味ではなくて。

○宮脇委員 科学的知見も含めて、支援というものをぼんやりではなくて、そういうものがあるといいという気持ちでございます。

○田中会長 他には、何かないでしょうか。

鬼沢委員、お願いします。

○鬼沢委員 今、宮脇委員がおっしゃったところで、私もすごく気になっているところなのですが、小型家電の回収の認定事業者さんは市場が暴落している関係で非常に厳しい状況にあるので、すごく貴重な資源でありながら市場にもものすごく左右されて、結果的にその回収が広がっていかないとか、あるいはやめるところも出てきたりというのが現実にあるので、宮脇委員がおっしゃったようにもっと強い言葉というか、積極的に支援していくとか、あるいはもう少し具体的に書いていただく方が力強く受けとめていただけるのではないかと思います。

○田中会長 ありがとうございます。

事務局、お願いします。

○古澤資源循環推進専門課長 小型家電のところなのでございますが、実は、23 ページの四角で囲った「§ 廃棄物の循環的利用の更なる促進」に関してモデル事業を3つ御紹介しているのですが、その3つのうちの真ん中のもので「○宅配便を活用した事業所から排出されるパソコン・小型家電等の効率的な回収」というところで、こちらは区市町村が基本

的に集める形の家庭から出る小型家電のほかに、産業廃棄物に該当します事業系の小型家電につきましては、私どものほうとしてもモデル事業を実施するという形で現在進めております。そういった形で都といたしましても、区市町村の小型家電の回収事業に対する補助も行っておりますし、そういう意味ではいろいろ取り組んできてはいるところなのですが、今後も今の御紹介したようなところの展開を踏まえて、これから対策を進めていくということになろうかと思っております。

○田中会長 小林課長。

○小林計画課長 小型家電につきましてはもう一点だけ、今、鬼沢委員のほうからも暴落の話が出ました。確かにおっしゃるとおりだと思います。一方、小規模事業所から出てくる部分については御存じのとおり、小型家電の法律そのものが一般家庭を中心としたものでございますので大量に出るところは大量に出るというか、台数をたくさん使うところは例えばリースといった形でやっていますが、特に小規模事業所において、そういった希少な貴金属を含む製品が退蔵されていることから、今回、東京都としてもその辺に着目をしてモデル事業を実施いたします。2月に1カ月間で事業者と連携しながら金曜日にプレス発表していく状況でございます。またそれがたまってしまわないかという御意見もあるかもしれませんが、まずは都市鉱山をきちんと開発していくという基本スタンスにのっとなって進めていきたいと思えます。

あと、先ほど佐藤委員からもフードバンクの話が出ましたが、セカンドハーベストの話が出ましたが、設立から10年で最初の2トンが今は2,000トン、企業で言えば1,000倍で物すごい成長率なのですけれども、まだまだそれだけの需要があるという裏返しでございます。そういったものが出てくるのは一般家庭もさることながら、先ほど防災の話が出ましたが、行政も大量の災害時に備えた食品を蓄えています。昔のように乾パンという状況ではなくて、アルファ化米など最近是非常においしいものも出ていますので、そういったものも積極的に活用していただくということで、企業とフードバンクのマッチングイベントのほかに、行政とフードバンクのマッチングイベントも来月に予定をしております、たくさんの行政の方々に参加していただく予定でございます。

食品の横流しの話がありました。要は横流しが不適正処理の一環ということで、担当の課長から説明をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

○藤井産業廃棄物対策課長 昨今の横流しの問題でございます。私も報道で愛知県等の動きを聞いているだけで、幾つかヒアリングをしたところではございますけれども、今、話題になってございますのは、製造過程から出てきたものということで産業廃棄物扱いになってございますけれども、それが処理業者に流れたときに電子マニフェストを使っていたという話でございますけれども、マニフェストが適正に回付されなくてということで、廃棄物処理法違反ということでの検査が入っているということでございます。

問題は廃棄物処理法上、再生利用するということで廃棄物を卒業した後に飼料とか堆肥ということで本来的に契約をしていたところが、食品のパッケージのまま流通してしまったということが問題で、そういうことになりますと廃棄物処理法というところでどこまで規制できるかというのは甚だ難しいのですが、排出事業者の方がしっかりと処理業者のところで適正な処理ができていないのかということで、廃棄物処理法でも現地確認ということとを断られるところがございますので、そういう廃棄物処理法上の排出事業者責任をしつ

かりと実施していただきたいということで、これからそういう周知もしていきたいと思っています。

なお、都内の処理業者の皆様に関しましては、早速こういう事件がございましたので、改めてでございますが、適正処理に努めていただきたいという通知を先週お送りさせていただきました。今週は動植物性残渣を扱っている都内の処理業者が 21 社いらっしゃいますけれども、こちらで立入検査を行かせていただきまして、適正にやっているというところを現地確認でしっかりして、今後、排出事業者責任をしっかりと呼びかけていきたいと思っています。

○新井不法投棄対策担当課長 今、藤井から説明があったのですが、不適正処理が行われるということの中で、今回は食品のことで大きな話になったのですが、実際に東京都の中でも横流しというのですか、去年度起こった事件では廃プラスチックの横流し事件というのがありまして、それは収集運搬業者が廃プラスチックを有価物として売却していて、マニフェストを偽造して排出事業者に戻していた。排出事業者が立入検査を処分業者に行ったときにマニフェストがないということで発覚しているので、先ほど藤井が言ったとおり、今回は処理業者の起こした事件ということで片方の責任のことだけを行っているのですけれども、実際に産業廃棄物は排出者がみずから適正に処理しなければいけない。ほとんど委託はしているわけですので、例外として認めているというところなので、排出事業者の責任が移るわけではないというところをもっと周知していかなければいけないと考えています。

我々は日々、建廃の中でも言っているのですけれども、建廃の不法投棄がなくなるというのは、排出事業者が処理の最後の処分のところまでをきちんと確認していないことが原因となって起こっているものがほとんどです。ヒアリングを行うと、まさかこんなことになっていると思わなかったということがものすごく多くて、そういう意味では、これまで以上に排出事業者責任ということを訴えていきたいと思っています。

○田中会長 谷上部長。

○谷上資源循環推進部長 先ほど、宮脇委員から東京都環境科学研究所を積極的に活用という話がありました。今、外郭の団体の中に入っていますけれども、もともとは公害防止研究所、あと、清掃研究所等もありましたけれども、合併したということで直営の研究所だったことから実績を持ってございます。現在、環境科学研究所自体もいろいろな研究員の共同研究とか、さまざまな研究のスタイルをいろいろと取り入れているところでございまして、かなり基礎的な研究につきましては、我々も第一義的には環境科学研究所を使ってということになってまいります。実用研究の場合になってきますいろいろな民間さんとの共同研究という別のステージもございます。

宮脇委員、我々も同じ非常に近い組織の中の研究所ということで積極的に活用する気持ちではおりますけれども、いろいろな意味でアンテナを広げていきたいと思っていますので、文言につきましては、また田中会長と御相談させていただきたいと思っています。よろしくお願いいたします。

○田中会長 ほかにはいいでしょうか。

どうぞ、高橋委員。

○高橋委員 高橋でございます。

食品廃棄物の横流しの問題が今は出ていますが、我々産業廃棄物処理業者というのは相
当な厳しい法律の中でやられているわけです。もちろん処理業者が非常にいけないのです
が、契約書、マニフェスト、台帳の３点セットを我々は非常に気にしながら当然のごとく
やっているのですが、これを排出事業者にも大きな問題があると思うのです。排出事業者
が今回適正な処分単価を払っているのか、適正な運搬費を払っているのか、多分、適正に
もらっていないという問題が往々として発生する。ですから、ここは排出事業者責任
を徹底して指導してもらいたいと思います。我々、建設系廃棄物は２～３年前に元請責任
ということで非常に厳しくなっているわけですから、この食品廃棄物に対しても、ぜ
ひ排出事業者責任を徹底して指導していただければと思います。

以上です。

○田中会長　ありがとうございました。

愛知県のダイコーさんが優良認定を取っているかどうかということで、環境省が調べた
ところ優良認定はとっていないということでした。優良産廃認定制度があるので、排出事
業者がそういうところを選べば、そういう不適正な処理がなくなるということで良い事例、
悪い事例をどんどん公表したらいいと思います。第三者評価制度もございます。だから、
そういうもので取ったら排出事業者を選定される確率が高くなるということが期待されて
います。ある日突然新聞に載って、不適正な処理の廃棄物の排出事業者ということで責任
をとられるようなことがないように産廃処理業者の優良なところを選ぶことが肝要です。
マニフェストにこういう処理をしますということで書いていますので、それをやるのだっ
たらこの値段でやれるはずがないというのはわかります。東京都は第三者評価制度を別個
に作っています。

米谷委員、お願いします。

○米谷委員　排出事業者責任の話がさんざん出ていますので、排出事業者代表として何か
は言っておかないかと思ひまして、発言させていただきます。

この議論になると、もう完全に水かけ論になるのは見えていますので、議論をするつも
りは全くございません。排出事業者という立場から一言言わせていただきますと、廃棄
物処理法の中で最終処分が適正に行われたことまでを排出事業者が確認するということ
について、努力義務という形で盛り込まれてはおります。ただ、それが私どもの会社も当然
直接の委託先は施設確認をしていますし、支店によっては２次処理先、３次処理先まで見
ているというケースもございますが、そこまでやっている排出事業者は極めてまれだろう
と思います。委託先に行った際も２次マニフェストを見せてくれと言うケースもあるかも
しれませんけれども、それを拒否された場合にそれでも見せてくださいと言える権限が何
も私どもにはございません。そこは許可権者として、しっかり見ていただきたいというこ
とは一言だけ申し上げておきたいと思います。

それともう一点、全く別の話なのですが、先ほどの古澤課長の御説明でちょっと
気になったところがございまして、先ほどの１６ページの紙資源の話のところ、中小の事
業者さんの場合は古紙の回収ルートがないという御発言があつておやと思ったのですけれ
ども、私自身が多摩で、多摩の中でも日本で一番優秀な小金井市民の者ですから２３区の状
況がよくわからないので教えていただきたいのですけれども、２３区では、区としての回収
の中に古紙の分別回収ということはないのでしょうか。幾ら何でもという言い方は言い過

ぎかもしれませんけれども、極めてわかりやすい古紙回収などについてはもう区としてやっていただく必要があるのではないかと思います、そのあたりに関して環境局さんとして、現状がどうなっているのかということをお教えいただきたいのと、もしもやっていない区があるということであれば、そういったあたりで御指導をいただくということとはできないものかということについて教えていただきたいです。

○田中会長 事務局、お願いします。

○古澤資源循環推進専門課長 中小の事業所のリサイクルについては、当審議会の部会の中でもデータも含めて御議論いただいたところなのですが、もちろん小さな事業所の中で区が回収をしているところもございます。そういったところで区市町村で一般廃棄物の資源の収集の中で古紙の回収をしているところももちろんございます。それ以外に民間の処理業者さんに委託をされている中小事業所も多々ございます。中小事業所の場合には、大規模な事業所では紙を分別して、置くスペースもあって、分別保管をしてリサイクルに回すという形が相当程度徹底をされていると思うのですが、都内、特に区部に多い中小のビルの場合に、もちろん自治体の資源収集で対応しているところはいいのですが、そうではないところの場合になかなか古いビルでスペースも足りないという状況が現実にはなかなかございます。

今回の一般廃棄物のリサイクル目標のところでも御議論いただきましたけれども、このあたりで少してこ入れをしていくというところが、事業系廃棄物のリサイクルのルールづくりの中での一つのテーマになってくると思いますし、また、リサイクルの徹底を図る上での課題となっている面かと認識をしております。

○田中会長 大体、いいでしょうか。

○新井不法投棄対策担当課長 我々の言い方が悪かったと思うのですが、今回のダイコーの件で食品のところへ初日に私が立ち入りに行ったのですが、ある処理業者にこれだけ出しますと言って、受ける側が来た量と中身が一緒かどうかというのを受け入れのところで台貫にかけて検査、チェックをして、それでオーケーが出ないと開けさせないというシステムをきちんと取っていたりして、排出事業者もものすごく気を使っているし、処理業者も気を使っている。もし、来なかったときにはどうなっているのか、もしかしたら、中間処理業者、中間の運搬業者が持ってってしまうのではないかと心配もありますから、そういうものも含めてきちんと排出事業者と処理業者がチェックをし合うという仲になっていて、私のところは、不法投棄対策担当で悪いものばかり見ているのでああいう言い方になってしまって申しわけないですが、そういう意味ではほとんどの業者さんが出す側も、受ける側もきちんとしているということを我々としては認識しているつもりでございますので、誤解があったら申しわけございません。

○米谷委員 ありがとうございます。

○田中会長 どうぞ。

○米谷委員 先ほどの事業系一廃のルールの部分でということは、恐らくこの部分はその箇所にはなるのだろうとは思いますが、できることであれば「雑紙のリサイクル」という書き方がされていますけれども、それこそ雑紙以前に普通のオフィスの紙などに関してでも、区としての回収をやられていないところがあるならば、そういうところをしっかりとやるということがわかるような記述にさせていただくことはできないでしょうか。

雑紙のリサイクルというと、非常にリサイクルしにくいものよりも既に普通の紙はやられていて、そこから一步進んでやるという意味合いにしかならないといえますか、もしくはすると、もう少し次元の違う根本の基本の部分がまだできていない区があるとすれば、まずはそこをしっかりとやる必要があるのではないかという気がいたします。

○田中会長 事務局。

○古澤資源循環推進専門課長 こちらで「雑紙」と書いてございますものはなかなか定義が難しいところがありまして、いろいろな用語がいろいろな意味で使われているのが実情かと思います。一般的には飲料パックは余りあれなのですが、新聞、雑誌、ダンボール以外のものを雑紙という区分になっていまして、オフィスで出ます書類等も別区分で新聞、雑誌、ダンボール以外の区分で古紙業者さんが回収をされたりしていらっしゃると思います。

廃棄物処理業者が回収しているオフィス、あるいは資源回収業者が回収をされているオフィスなどさまざまだと思うのですが、そういう意味では、そのところは出す側と先ほど申し上げたような物理的な保管という条件と、各回収をされている処理業者、あるいは資源回収業者がお互いに共通のルールでやっていくという方向に向けてということが基本かと思っています。表現的には雑紙をもうちょっと正確にわかるように書く必要があるかと思っています。一応用語では少しつけたのですが、なかなかわかりにくい言葉なもので、少し言葉を補うようなことを工夫したいと思っています。

○米谷委員 よろしく願いいたします。

○田中会長 お願いします。山崎委員。

○山崎委員 今、古紙の話が出たのでうちの区の状況をお話ししますと、資源回収で古紙というと新聞紙とみんな思うのです。今、雑紙という形で集めているのですが、古紙業者が以前は新聞紙を再生原料として製紙会社に売っているという形です。今はもう既にパンフレットとか包装した紙、いわゆる雑紙を新聞と一緒にしてできる状況になっているのです。古紙とは古新聞、新聞紙、雑紙というもので、古紙業者さんの倉庫に入ると一緒に処理しているのです。ですから、今までは新聞紙だけを集めています。全部我々がやっているのですが、住民の方もそこまではまだわかっていないのです。だから、新聞は新聞だけ出す。雑紙は雑紙で出すという住民の意識がまだまだあって、それはリサイクルを一生懸命やってきた成果なのですが、新聞は新聞できちんとまた出すのです。一緒でも大丈夫なのです。倉庫に入ってしまうともう一緒に業者は処理してしまう。そういう時代になっていることが果たしてどこまで皆さんにおわかりいただけるか。都のほうでも環境局がどこまでわかっているかということ、非常にまだまだ全部行き渡っていないです。そういう状況なのです。

古紙は何かというお話なのですが、いわゆる菓子のケーキの入ったものとか紙、パンフレット、チラシといったものは全部古紙で処理できるのです。カーボンの伝票はだめですとか2～3あるのですが、それはもう全部一緒に今はもう業者が集めてしまうのです。その辺の御理解がまだ全体的に都民には進んでいない。全部新聞とあれは住民の皆さんが真面目に分けて出してくれているのですが、倉庫へ行くと一緒になって向こうが処理してしまうのです。そのことはひとつ参考までにお話ししておきます。

○田中会長 それは、技術が発展したからですか。

○山崎委員　そういうことです。

それから現場というか、石塚さんもいらっしゃるから区市町村の立場で言いますと、我々は現場でそれこそ毎日やっています、その中で何が問題かというの一つはここに出ている21ページの「ア　容器包装リサイクル」は非常に簡単に「区市町村によるリサイクルが一層進むよう、効果的な分別収集を促進すべきである」。こんなことはもうやっているのです。今さら何を言うのだ。「効果的な分別収集を促進すべきである」と言われても、もう我々はかなり皆さんがびっくりするほどやっています。うちの区は9,000カ所のごみの集積所がまちまちにあります、そこで今も既に小型家電も週1回収集している。廃蛍光管も家庭から出るものは全部そこでもう集めているのです。

そういうことよりも私は、5ページに容器包装リサイクル法についての記述も状況が書いてありますが、容器包装リサイクル法で言う拡大生産者責任ですか、このことをもっと国に対して、都としてやってもらわないと現場の区市町村が財政的に大変な負担を負う。生産者の責任をもっと強く訴えるのが私は東京都の責任だと思うのです。これは廃棄物処理計画というものですから、具体的なことも書かなければいけないのかもしれませんが、考え方として拡大生産者責任をもっと強くやってもらわないと、訴えていかないと幾らいい計画を書かれてもなかなか浸透していかない、処理が進んでいかない。現場は苦勞するばかりですから、そのところの記述がちょっと薄いような気がして、これをこの計画に入れるべきかどうかという基本的なところから考えると私はわかりませんが、それは会長さん方のお考えでお願いしたいと私は思うのです。

○田中会長　わかりました。後で私の意見も言いたいと思いますが、橋本委員、お願いします。

○橋本委員　答申案についてということではないのですけれども、私一人が関西から来ていますので、何も言わないまま帰るのもあれなので、今回、大きな柱の一つで食品廃棄物の話があるわけなのですけれども、通し番号で36ページのところに東京都のほうで調査をやった結果が記載されていますが、特に事業系の食品廃棄物については、その実態がよくわからないということがあって、ほかの自治体でもそういう取組をやりたいと思っても、ターゲットになるところをどこにすればいいとか、施策をやった結果の効果がどうやってはかればいいのかというデータのところでまだわからないところがたくさんありますので、ぜひこの調査を継続して行っていただいて、また、どういうふうに調査をすれば、ちゃんと調査できるのかといったこともぜひ東京都で研究をしていただいて、ほかの自治体の参考になるようなものとして、こういう報告書をつくっていただくと非常にありがたいと思います。コメントです。

○田中会長　ありがとうございます。

辰巳委員、お願いします。

○辰巳委員　ありがとうございます。

私も、一言ぐらい言わないといけないのかなと思って札を立てたのですけれども、感想でよろしいですね。修正ということでは全くなくて、とてもよくまとまっている。幅広く一つ一つ説明が丁寧に、あと、データもつけてということで私はほとんど納得しております。

ただ一つ、こういうことを東京都が考えているのだということを都民かつ、可能ならば

東京のこの取り組みというのは全国のモデルにもなるかと思うので、もっと広く都民や多くの方々にわかっていただけたらいいと思います、読ませていただいております。10ページの「2 多様な主体との連携」のところで消費者教育とか学校教育という形もありますが、そこと連携していこうという話もあるのですけれども、自分自身を含めて、ここに書かれているようなことをわかりやすく簡単な都民向けの形にまとめたようなものがあると使わせていただけたらいい。これを全部読めというのはなかなか難しいので、都民の目線で、事業者は事業者でももちろん大事なのですけれども、私たちの暮らしと密着に結びついているので、簡単なものがあるとさらにうれしいと思っただけで、これは感想でございます。

以上です。ありがとうございました。

○田中会長 江尻委員、お願いします。

○江尻委員 先ほどの紙のお話で、もとに戻ってしまいまして申しわけないのですが、16ページの「(4) 紙資源のロスの削減」というところは、チラシやダイレクトメールを発行するというか、作る側がもう少し考えていきませんかというリデュース的なことと解釈をして、少し整理をすればいいのかと思います。例えば広報の仕方とか広告の出し方もいろいろあると思うのですけれども、それをチラシやダイレクトメール以外の方法でもあるのではないですかということを書けるかどうかはわかりませんが、部会ではたしかそんなお話ではなかったかと思います。

20ページの「雑紙のリサイクルなど更なる取組が求められる」という部分で、私はこれでいいと思うのですけれども、回収のことをもう少し強く出したほうがいいということであれば、少し文章を整理なさるということではいゆる紙のリデュースの部分とその後のリサイクルの部分というところが、この両方の16ページと20ページのところでわかるようにしておけば整理がつくかなと思いました。

以上です。

○田中会長 ありがとうございます。

一言ぜひという方がいらっしゃいますればお願いしたいと思います。松野委員、お願いします。

○松野委員 一言シリーズということで、ずっと座っているのもあれですので、大変きれいにまとまってすばらしいものができたと思います。一言シリーズで最後に一つだけコメントを言いますと、最後の「6 用語の解説」のところがあいうえお順で並んでおりますが、その冒頭がRPFとかISOというのはよくあるので、英語は末尾にまとめたほうがきれいかと思います。一言シリーズです。

○田中会長 安井委員、お願いします。

○安井委員 先ほど、紙の件がございましたので、今、私自身は目黒区のごみの審議会の会長をやっていますので一言だけ申し上げたいと思いますけれども、実を言うとなかなか紙の最新の状況というのは本当によくわからない。そのあたりがどのぐらいできているかということが十分一般に伝わっていない。私はある程度知っているつもりなのですが、今、目黒区がどうしているかというところと新聞、折り込み広告を1つ、次はダンボールも1つ、その他は雑誌区分なのではございますけれども、そこに雑紙全部を入れてしまうという感じで今は3区分なのです。これが本当に合理的かどうかというのは多分企業、事業者の能力によるわけです。我々の紙は今どこにどう行っているかというのがよくわからない、現実だ

とこのぐらいがいいだろう。要するに、場合によっては事業者が設備を変えてしまうかもしれないし、そこに入らなくなってしまうかもしれない。だから、それを前提としたことが今の区のレベルではできにくい。それははっきり言えば、事業者側からの決意表明がないからと私は思っております。

話が変わってしまいますけれども、実を言いますと目黒区で基本計画をつくっているのです。今、ちょうどパブコメをやっているところなのですけれども、今回はどうしようかと思って、ちょっと変わったスタイルにしようと思って、一応消費者がとにかく容器包装等だけではなく、特に最近繊維というのはほとんどリサイクルできます。とにかく捨てることを考えて買おうというところから書くことにした。要するに、東京都さんと違って我々は区民がいるものですから、東京都もそれはいるのだけれども、ダイレクトには余り関係がないので、そういうことでごみになるものは買わないという姿勢に区内の事業者の方々は若干抵抗したのですけれども、しかし、それでやってしまった。

その前の製造の拡大生産者責任云々は、最後に田中先生が何かおっしゃると思いますけれども、これははっきり言って国が決めないと無理です。東京都で決めても無理です。今の容り法などは全くどうしようもない状況でまたごちゃごちゃしていますけれども、あのあたりの基本のところの拡大生産者責任とは一体何なのだ。これがちゃんと合意されていないというのは確におっしゃるとおりなのだけれども、東京都レベルで何を言っても多分何もならないと思って、特に意見を述べていないというのが私の状況です。

以上です。

○田中会長 ありがとうございます。

戸部委員、何か一言お願いできますか。

○戸部委員 非常によくまとまっていると思っておりますし、私たちは資源業界でございますので、ひとつこういう形ができれば、それに向けて業者もみんな努力していくと思っております。

先ほど、紙の件でお話がありましたのでつけ加えさせていただきますと、安井先生が言われていましたように、新聞紙、チラシは大体一緒に処理してもいいように今はなっております。雑誌に雑紙を入れてしまうところもあるし、これは地域の業者によって大分違うのです。本当にごちゃごちゃでもとっているところはあります。ただ、それが国内で消化されているかという点決してそうではなくて、海外に行ってしまったたりしているわけです。資源の値段というのは紙を除いてみんな暴落しております、暴落したものは先ほどの小型家電などにも随分影響が出ているのは間違いありません。ですから、一つのこういう方針が出て、いわゆるリサイクルの現場においては、いろいろと工夫がこれからされていかなければならないと思っておりますし、また、ペットボトルなども産業廃棄物ではなくてもプラという形のほうに移行していくとか、これとは別にこれからかなりいろいろなものが出てくると思います。

ただ、非常に我々もリサイクルといえども、ほとんどリサイクル一本でやっている人はいませんので、廃棄物処理法の中でやっておりまして、非常に厳しい中でやっております。優良な形をとって、皆様の信頼を得ながら、この業界をしっかりとこれに沿った形でまとめていきたいと思っております。

○田中会長 ありがとうございます。金丸委員、お願いできますか。

○金丸委員 私も一言シリーズということで、ただ、先ほどから出ている食品廃棄物のところは弊社も名前が出ているものがございますので、ここのところはまだ調査中ということでコメントはできないのですけれども、計画そのものについては私どもも大変期待をしております。特に「（２）使い捨て型ライフスタイルの見直し」というところで、ぜひお客様、消費者の皆さんと一緒に取り組みたいと思っております。拡大生産者責任ということについても、当然私どももかかわるところはあると思いますし、そういう意味で言うと、店頭のリサイクル回収というのは地域のそういう資源循環の拠点となるということを意識してやっております。また、いろいろな包装資材の削減、レジ袋もそうですけれども、そういったことについても取り組んでおります。

ただ、それを私どもで言えばお客様、皆さんが理解をして、そこに積極的に参画をしていただくというのもとても大事なことで、私たちのいろいろな御理解を求めるための説明とかPRも必要だと思いますし、行政の力でこういったまとめをしていただくということも大切だし、そこを普及・啓発していくということで一緒に巻き込んでいくということもとても大事なことで、この機会にいろいろな形でさらにこういったことが拡大、リデュースのところも含めて一緒にできるようにというふうには考えております。ありがとうございます。

○田中会長 ありがとうございます。

最後に石塚委員、感想でもお願いできますか。

○石塚委員 御指名をいただいたのですが、先ほど山崎区長さんが、我々が最前線でやっているものの意見をまとめて言っていただきましたのでありがとうございます。

私どもの町は、昭和40年代からもう既に分別ということに取り組んでおまして、そういう意味では三多摩でも進んでいるほうかと思うのでございます。町民の意識、その他の啓発にも防衛省のほうで1万5,000坪の土地を無償でお借りしまして、エコパークというものまでつくって町民の啓発に努めておる。ですから、そういう面では非常に努力しているつもりなのですが、区長さんも発言されておりますように排出者責任というものをもうちょっと国でも、都でも結構でございますが、徹底してやっていただければ我々としては非常にいろいろな意味で助かるという意見を持っております。この点もひとつ記憶していただけたらと思います。

以上でございます。

○田中会長 ありがとうございます。

鬼沢委員、最後をお願いします。

○鬼沢委員 雑紙のことが、非常に皆さんで話題になっていたのもちょっとお知らせしたいと思うのですが、先ほど山崎委員がおっしゃったように、今は割と紙がちゃんとリサイクルできるようになった技術があるというのは実際にそうなのですけれども、全部のリサイクル工場がそれに対応しているわけではないので、どこの工場に入るかによってかなりの違いがある。そのために集めている問屋さんによって実はすごく差があるのです。

一昨年、この雑紙に関する普及・啓発の授業として、社会実験を都内のある市のところでやらせていただきました。そしたら、たった1回だけ容器包装の紙マークのついている紙以外で、こういう紙類も資源になるのですというチラシを1回まいただけで、次の2回目の回収に1.4倍になったのです。それは1,000棟ぐらいの集合住宅を対象にやったことな

のです。ですから、出す側の意識として、紙製マークのあるものは容器包装の中で一応資源になるということがわかっていても、それ以外のチラシやダイレクトメールやコピー用紙が家庭の中でもたくさんあるにもかかわらず、それが資源として回収をちゃんとされていないということも事実なわけですから、そういう意味では、雑紙の回収ということをもっとちゃんと実行できるような形にしていくことがすごく大切なのではないかと思います。結果的にこれは可燃ごみに入っているわけですから、生かせる紙はちゃんと資源として生かしていくということが循環型社会をつくっていくことの基本になると思いますので、私はすごく大切なことなのではないかと思っております。

○田中会長　ありがとうございました。

私からということで、パブリックコメントで出てきた意見の中でキーワードが拡大生産者責任、EPR、焼却に重みを、埋め立ての回避、プラスチックをどうするかというところに意見が分かるところかと思えます。御存じのようにごみあるいは産業廃棄物はそれぞれ処理責任があります。一般廃棄物は市町村です。最終的には各自治体の判断だということになっております。原則的にはPPPでごみは排出者責任、Polluter-Pays Principleというもので、ごみの場合のPolluterというのは廃棄物を出す側、その人に責任があり、処理費用を負担するということになります。

EPRで言う拡大生産者責任は責任を排出者のみならず、川上にさかのぼってみんなでやりましょうという流れで生産者、つくるところからというのでその辺は大いに中に書かれております。拡大生産者責任の中身は中に含まれている水銀がどれだけ入っているかという情報を提供するものから、全部生産者が引き取って持って帰れ、そして、全部リサイクルしろというものまであって、法的に義務づけるMandatoryというものがあります。それ以外に、こういうことで困っているのだから問題の解決に手伝ってよというものでNegotiable、交渉次第で、いいことだからやりましょうというレベルまであります。結果的には費用を全部消費者が負担するということなのです。具体的なEPRの中身はやりやすいか、費用の負担がふえないかなどなどのことを考慮して、国レベルでいろいろ検討して、今の6つのリサイクル法ができています。

OECDのEPRに関するマニュアルというのはもともと日本の厚生省のスポンサーでできたものです。そういういきさつがあって、それを活用しながらリサイクル法をつくった。埋め立てはどこもつくるのが大変だということですが、自治体によっては困っている度合いが違います。海面を埋めた処分場を持っているところのように当分大丈夫だということと、大都市の周辺のサテライト都市は処分場の立地などできるわけがないというところがある。大阪ではフェニックスという大阪湾の中に100ヘクタール規模の処分場を次々につくっているけれども、もう限界だということで埋め立てはできるだけ少なくしようということで、いろいろ埋め立て回避の戦略として中間処理を導入している。

焼却が日本は非常に多いということで、ときには批判されることもありますけれども、もともとは最も衛生的な熱処理で、熱を通した処理、安心で安全な処理というので焼却が導入されて、公衆衛生の面からは熱を通す焼却が埋め立て回避にもなるし、エネルギー回収にもなるということでその辺の意義や重要性をどこまで認識して、どちらを選ぶかというのが自治体によっては差があるのですけれども、日本では、今のように非常に小さな自治体がそれぞれ自分のごみをどうするかということになると、焼却を導入して、

衛生的な処理を兼ねて埋め立てに持っていく量を減らすということで焼却が導入されてきた。そういう流れで、プラスチックもリサイクルという言葉で非常にブランドネーム化されて、非常に高く価値が評価されているので物質回収型のリサイクルに重みが行き過ぎたのでリサイクルも大事なだけけれども、もっと前のリデュース、リユース、2Rに力を入れましょうというのが今の流れです。

本当は、頭のリデュースのところがもっと大事だと思っていますが、燃えるものは可燃物でプラスチックも含めた可燃物は物質回収がいいのか、エネルギー回収がいいのかというのをいろいろ科学的な解析をして、経済的にどうなのか、あるいは安全性でどうなのか、あるいは埋め立て回避でどうなのかということを総合的に評価して各自治体を選んでいる。23区も12区は容器包装リサイクル型の物質回収型を選んでいる。11区は焼却エネルギー回収型を選んでいるというのが今の実態です。同じ23区でもそのような政策の選択が異なるわけです。それぞれ歴史があって、その歴史のもとに今の選択がされているということで、答申に書いている内容についても審議会のメンバー一人一人はもうちょっとこちらに力を入れたほうが良いという不満はあると思いますけれども、いろいろなことを考えて頭出しはできたかと思います。

したがって、いろいろな課題が紹介されて、その課題を解決するためのいろいろなヒントや知恵が凝縮された答申になっているのではないかと考えておりますので、大体この辺でまとめたいと思います。根本的にもう一遍考え直せという意見はなかったのではっています。今日の委員の皆さんからいただいた御意見に対して、再度事務局と調整をして、確認して、まとめるということで会長に一任していただければありがたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○田中会長 ありがとうございます。

それでは、私のほうで確認の上、答申ということでその後は「案」というものをとらせていただきたいと思います。

最後に、きょうの会議に遠藤環境局長に御出席をいただいておりますので、一言お願いしたいと思います。

○遠藤環境局長 環境局長の遠藤でございます。

本日は、大変お忙しい中、御出席をいただきましてありがとうございます。

田中会長、安井部会長を初めといたしまして、委員の皆様方には、昨年6月に諮問いたしましたから約8カ月間熱心に御討議をいただきました。まことにありがとうございます。重ねて御礼を申し上げたいと思います。

この間、パリでCOP21が開かれるなど、地球の持続可能性といった課題が世間的にも非常に大きな関心を持った時期だったと思います。また、ここにきてきょうも御議論がありましたけれども、食品廃棄物の関係などにつきましても大きな関心と呼んでいる時期だったと思います。こういった時期に皆様方から御審議をいただいたということが非常に意義深いものだったと考えております。

これから最終的に整理を出しまして、いただきます答申やこれまでの御意見を踏まえまして、さらには区市町村からの御意見もいただいた上で、私どもとしては新しい廃棄物処理計画を年度内に策定する予定でございます。新しい計画ができましたら、次はそれを実

現していくことに全力を尽くしていかなければならないわけですが、私どもとしてもこの計画、答申をもとに志を新たにしながら、さらに、都民、事業者あるいは区市町村、その他の関係者の方々と綿密に連携・協力しながら、その実現を図ってまいりたいと思います。

今後とも、委員の皆様方におかれましては、この実施に当たりましてさまざまな御指導や御鞭撻をいただきながら、東京都の資源循環行政、環境行政に引き続き御理解と御協力をいただければと考えております。いずれにいたしましても、審議会としては一つの区切りとなりますので、ここで御礼を申し上げたいと思います。本日は誠にありがとうございました。

○田中会長　ありがとうございました。

委員の皆さん方には審議会、そして、部会で熱心に、また、活発な御意見を御議論いただきましてありがとうございました。それから、審議会のさまざまな議論、パブリックコメントとして都民から有益な意見をいただいたと思います。都はこれらを反映した答申案をもとに新たな計画を策定し、具体的にそれを実行していただきたいと思います。この目標は2020年がターゲットになっていますが、それがちょうどオリンピック・パラリンピックの開催になりますが、新たな資源循環施策のステージを切り開いていただければと思います。

それでは、他に意見はないようですので、審議は以上で終了いたしました。どうもありがとうございました。